

おうみ自治体クラウド・生成A I サービス提供事業 仕様書

1. 業務名

おうみ自治体クラウド・生成A I サービス提供事業業務（以下「本事業」という。）

2. 用語の定義

本仕様書において、次に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 本サービス

本仕様書に基づき、事業者が提供する生成A I サービスをいう。

(2) 参加団体

本事業の共同調達に参加する「おうみ自治体クラウド協議会」に参画する市をいう。なお、本共同調達は参加団体が増減する可能性があるため留意すること。

(3) テナント

本サービスにおいて、参加団体ごとに分離された専用の利用環境をいう。

(4) 利用者

各参加団体の職員のうち、本サービスを利用する権限を付与された者をいう。

(5) 管理者

各参加団体の職員のうち、所属する団体のテナントを管理する権限を有する者をいう。

(6) 生成A I

学習済みのデータをもとに、テキスト、画像、音声等の新しいデータを生成する人工知能（A I）をいう。

(7) L L M

Large Language Model（大規模言語モデル）の略称。大量のテキストデータを学習し、人間のように自然な文章の生成や理解を行うA Iモデルをいう。

(8) R A G

Retrieval-Augmented Generation（検索拡張生成）の略称。利用者が保有する内部データ等の外部知識を検索・参照し、その情報を回答生成に利用する技術をいう。

(9) Deep Research

ユーザーの抽象的な指示に基づき、システムが自律的に検索計画の立案、Web検索の実行、情報の精査及び不足情報の再検索を反復して行い、包括的なレポート形式で回答を出力する機能をいう。

3. 業務の目的

本事業は、職員が簡便かつ汎用的に利用可能な生成A I サービスを調達し、他自治体における利活用事例や参加団体間でのノウハウを共有することにより、庁内業務の効率化を迅速かつ効果的に推進することを目的とする。

4. サービス利用期間

- (1)令和8年4月1日以降、各参加団体がサービス利用申込を行い、事業者が受託した日から令和9年3月31日までとする。ただし、令和8年4月1日より60か月程度のサービス継続予定があること。
- (2)利用期間中においてサービス利用プランのアップグレードは自由に行えること。（契約更新時においては、サービス利用プランのアップグレード・ダウングレードともに対応可能であること）
- (3)サービス利用期間後も各参加団体と受託者が合意する場合、継続してサービス利用ができること。ただし、利用料金等のサービス利用条件は毎年度、各参加団体と受託者で協議のうえ両者合意をもって決定する。
- (4)参加団体が減少した場合であっても、他団体は同条件で利用を継続できること。

6. サービス内容

- (1)OpenAI社のAPIやMicrosoft社のAzure OpenAI Service、Google等と連携した生成AI機能を有するサービス（SaaS）を各参加団体に提供すること。
- (2)上記サービスがLGWAN-ASP環境でも利用できること。
- (3)次のマニュアル及び研修動画を電子データでの配布又はWEB上での常時閲覧により提供すること。なお、WEB上で提供する場合、各参加団体がデータをダウンロードでき、組織内での研修及び業務遂行を目的とした利用ができること。
 - ア 管理者が操作できる全機能が網羅された管理者向けマニュアル
 - イ 基本的な操作を解説した利用者向けマニュアル
 - ウ 利用者向け研修動画

7. 本サービスの要件・機能

(1)サービス利用形態

本サービスは、参加団体ごとのテナントで利用できること。以降、本仕様書に記載する要件や機能は、特段の記載がない限り、各参加団体が利用するそれぞれのテナント内で個別に適用され、実現されるものとする。

(2) LLM

以下のLLMを利用者が切り替えて利用でき、国内、海外リージョンを確認しながら利用設定ができること。ただし、国内にデータセンターが存在し、日本国の法律および締結された条約が適用される無償モデル及び有償モデルのLLMが、それぞれ1つ以上存在すること。なお、本仕様書に記載のLLMは令和8年2月1日時点のものであり、技術動向等に応じて変更が必要となった場合は、同等以上の性能を持つ代替モデルが利用できること。また、サービス提供期間中に無償及び有償モデルの区分を変更した場合は、速やかに本サービスへ反映させること。

ア 無償モデル（利用制限無し）

(ア)OpenAI o4-mini

(イ)GPT-5-mini

- (ウ) Gemini 2.5 Flash
- (エ) Gemini 3 Flash
- (オ) Claude 4.5 Haiku
- イ 有償モデル（利用制限有り）
 - (ア) OpenAI o3
 - (イ) GPT-5.2
 - (ウ) GPT-5.1/GPT-5.1 Thinking
 - (エ) Gemini 2.5 Pro
 - (オ) Claude Opus 4.6
 - (カ) Claude Sonnet 4.5
 - (キ) Nano Banana（Gemini Pro） / GPT-image

ウ 最新モデルへの対応

なお、今後の生成A Iの進化に応じて、上記ア・イ以外の最新L L Mについても、適切なタイミングで提供すること。

(3) 利用環境

原則として、専用ソフトをインストールする必要なく、業務用P Cや業務用スマホにインストールされている標準的なWEB ブラウザ（Microsoft Edge、Google Chrome等）で利用できること。

(4) ユーザー機能

- ア 利用者がL L Mを切替えて利用出来ること。
- イ R A G（Retrieval Augmented Generation）機能を用いて、利用者が保有するデータを生成A Iに参照させることができること。また、参照させるデータを登録し、各参加団体内の利用者アカウント間で共有できること。生成A Iに参照させるデータについては、各参加団体内の利用者全体で100GB以上アップロードできること。
- ウ R A G機能でアップロード可能なデータは以下の拡張子に対応していること。また、回答生成時に参照したソースを確認できること。
 - (ア) PDF（.pdf）
 - (イ) PPT（.pptx）
 - (ウ) Word(.docx)
 - (エ) Excel(.xlsx)
 - (オ) csv(.csv)
 - (カ) テキスト(.txt)
- エ Deep Researchができること。また、利用者がその機能の利用可否を切り替えることができること。
- オ プロンプトテンプレートにおいては、受託者側で作成・利用共有可能な機能を有していること。テンプレートは、タイトル登録、カテゴリ分類、公開範囲の設定ができること。L L M選択、RAG選択、Web検索と併用でき、それぞれ設定した条件でテンプレートを検索することやお気に入り登録ができること。

- カ 利用可能な L L M で音声認識機能及び画像認識機能があること。
- キ 音声取込の際、最大 2 時間程度の音声ファイルに対応することができ、文字起こし以外にもプロンプトによって議事録作成等の指示が自由にできること。
- ク 画像生成機能があること。(Nano Banana/ GPT-imageに対応できること)
- ケ 利用者は対話ごとに、目的に応じた L L M の拡張機能 (Word/Excel/PowerPoint/PDF 添付機能、画像読み取り機能、画像生成機能、音声認識・取込機能、RAG 機能及び Deep Research 機能) を U I 上から選択して利用できること。
- コ プロンプトテンプレート機能を有し、標準で 200 種類以上実装していること。また、受託者は業務において有効なものを随時更新していくこと。
- サ 自律的エージェント機能を有し、ユーザーの指示に基づき、A I が論理的な推論を行い、必要な手順を自律的に判断してタスクを実行できること。
- シ 自律的エージェント機能においては、回答の生成にあたり、必要に応じて Web 検索、W e b ページ閲覧、画像生成などの外部ツールを A I が自動的に選択・実行し、その結果を回答に反映できること。
- ス 自律的エージェント機能においては、「スライド作成」「議事録作成」「スライド資料作成」など、特定の業務目的に特化したプリセットのエージェントをユーザーが選択して利用できること。
- セ ユーザーの生成 A I 利用スキル向上のため、動画学習コンテンツ (操作方法やプロンプトテクニックなどを解説) を 20 種類以上視聴できる機能を有すること。
- ソ サービスの利用方法やよくある質問をまとめた F A Q サイトを提供すること。
- タ 利用者全員が生成 A I 活用スキル向上のため、操作方法やプロンプト技術を解説した 20 種類以上の動画コンテンツを視聴できること。

(5) 管理者機能

- ア 管理者が利用者用アカウントの発行及び削除をできること。また、C S V 等のファイルのアップロードによる利用者用アカウントの一括での発行ができること。なお、利用者アカウントについてはメールアドレスがない利用者についても登録できる方法があること。
- イ 管理者が利用者ごと及び利用者全体の利用状況を確認できる機能があり、C S V 等でダウンロードができること。
- ウ 管理者がプロンプトテンプレートの個別管理 (追加・修正等) ができること。
- エ 管理者が管理画面から契約期間中における、利用者ごとの入力ログ及び生成 A I の出力ログを出力できること。
- オ サービスの利用による業務ごとの効果 (業務削減時間等) を定量的に算出できる機能 (ダッシュボード機能、など) を有すること。

(6) 想定利用文字数

複数の利用プランが存在し、参加団体が自由に選択できること。

(7) セキュリティ対策

- ア 本サービスの利用に係る全ての通信経路 (インターネット経由等) において、通信

の暗号化（TLS/SSL通信）が講じられていること。

イ 契約期間の開始日時点において、ISO/IEC27001・ISO/IEC27017の認証を取得していること。

ウ 入力情報が、LLM開発事業者（OpenAI社等）やクラウド基盤提供事業者（Microsoft社等）を含むいかなる第三者の学習データとして利用されないこと。

エ インターネットからの利用時には、IPアドレスの指定によるアクセス制限ができること。また、この設定は希望する参加団体ごとに行えること。

オ LGWAN接続設定を希望する参加団体ごとに行えること。

カ パスワードロック機能があること。又はそれに準ずる機能があること。

キ 管理者権限により、機密情報や個人情報等を含む入力を検知・ブロックする設定が可能であること。

ク ウイルスやスパイウェア、マルウェア等による情報漏えい、セキュリティリスクを排除する仕組みを実装すること。

ケ DDoSやクロスサイトスクリプティング等、外部からの攻撃に対する防御策を実装すること。

コ 参加団体内の利用者による生成AIとのやりとりの内容を次の項目を含む利用ログとして記録し、契約期間及び解約後60日以内の期間保管できること。

（ア）利用者アカウントの情報

（イ）リクエスト日時

（ウ）生成AIへの情報の入力及び生成AIからの生成結果の出力の内容

（エ）入力文字数、出力文字数

サ 使用した生成AIの種類、生成AIの利用記録、アウトプットデータ（テキスト）、アカウント情報等、利用者のデータは限られたアクセス権のもと保管・保護すること。

シ サービスの不具合など、緊急を要する場合を除き、サービス提供者は、参加団体の許可なく、同データにアクセスしてはならない。

ス 契約終了から60日経過後、データを完全に削除すること。また、削除した証明書を参加団体へ個別に提出すること。

セ 日本国の法律および締結された条約が適用される国内データセンターにおいてデータが保存され、サービスに関する訴訟については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。

(8) レスポンスタイム

ア プロンプト入力後、回答を得られるまでの時間は業務遂行の支障にならない様に工夫すること。

8. 運用保守（サービス提供）

(1) 運用保守の作業内容

ア 提供サービスの運用は、原則、各参加団体の職員（以下「管理者」という。）が行う。ただし、管理者から問合せや障害等に関する対応依頼があった場合は対応すること。

と。

イ 他自治体での活用及び運用に関するノウハウ・事例等を展開すること。

ウ 生成A I サービスを利用する中で生じる新たな課題やその他各参加団体が抱える課題に対して解決に資する提案が出来ること。

(2) 運用体制

ア 本事業を円滑かつ迅速に対応できる様に各参加団体に担当者を配置すること。

イ 生成A I サービス提供元または生成A I サービス販売代理店は、各参加団体に対応体制を整備し、連絡先や責任者を明記した体制表を管理者に提出すること。なお、体制に変更が生じた場合は、速やかに最新の体制表を提出すること。

(3) 受付時間及び方法

ア 管理者がシステム管理者画面を操作するための操作方法や障害対応などの問合せに対応すること。

イ 管理者が利用者画面を操作するための操作方法などの問合せに対して電話（少なくとも平日 10:00～17:00を含む時間帯において行うこと）又は電子メール等によるサポートを行うこと。緊急時の受付窓口は通常の受付窓口と異なっても構わない。

ウ 各参加団体の希望に応じて、利用者が利用者画面を操作するための操作方法などの問合せに対して電話又は電子メール等によるサポートが行えること。

(4) サービスの稼働

ア 稼働時間は、原則、メンテナンス及び障害発生復旧時間を除き24時間365日とすること。年間の稼働率は99%以上とすること。

9. 追加提案

(1) 生成A I サービス導入に係る支援策

市職員が円滑にサービスを利用継続できるよう、生成A I についての基礎知識、効果的な使用方法や著作権などの使用上の注意点を学習する研修会が開催できること。ただし研修会は、参加団体が個別に依頼し実施できること。（1回あたり1.5時間、年2回以上開催を想定）

(2) I S M A P への対応

I S M A P 認定を取得、もしくは令和8年度以降の取得に向けた具体的な計画（登録申請作業の進捗等）を示すこと。

(3) その他独自の追加機能及びサービス

本仕様書に定めるサービス要件・機能以外に、本事業の目的達成や利用者の利便性向上、業務効率化に資する独自の機能やサービス等があれば提案すること。

10. 個人情報保護

(1) 本事業で提供するサービスは、個人情報の保護に関する法律や個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに準拠した仕様であること。なお、実際の運用にあたっては、各参加団体の定めるセキュリティポリシーに準拠すること。業務終了後も同様とする。

- (2) サービス提供者は、会社全体として個人情報の保護に関する法律やガイドラインに準拠した運用体制の整備・教育を行うこと。
- (3) サービス提供者は、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合における各参加団体への報告連絡体制及び対応体制を整備すること。
- (4) Pマーク（プライバシーマーク）又は I S M S を取得したうえで、本事業を実施すること。

1 1. サービス利用に係る情報の取扱い

- (1) サービス提供者は、本契約による業務を行うため各参加団体から引き渡されたアカウント発行に係る参加団体職員情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。
- (2) サービス提供者は、本契約による業務に関し知り得た情報（サービス利用に係る情報）の内容を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) サービス提供者は、サービス利用に係る情報を取り扱う場合には、本契約の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (4) サービス提供者は、発注者が承諾した場合を除き、サービス利用に係る情報を、サービス提供の範囲を超えて複製及び複製してはならない。
- (5) サービス提供者は、サービス利用に係る情報の改ざん、滅失、損傷、漏えい等があった場合には、各参加団体に直ちに報告し、対策を講じなければならない。
- (6) サービス提供者は、サービス利用に係る情報が必要でなくなった場合には、各参加団体の指示により、速やかにサービス利用に係る情報が掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。
- (7) サービス提供者は、本契約による業務を行うために必要な場合を除き、事業所内から各参加団体のサービス利用に係る情報を持ち出してはならない。
- (8) サービス提供者は、サービス利用に係る情報を取り扱う従業者を明確にしておかなければならない。
- (9) サービス提供者は、サービス利用に係る情報の取扱いについて、上記の事項を遵守するため、従業者の適切な教育及び監督を行わなければならない。

1 2. 支払い

サービス利用料については、各参加団体で月払、定期払（四半期毎、半年毎など）、年度末一括が選択できること。

その他、LGWAN-ASP環境構築費や研修会等の諸費用については各参加団体と協議のうえ支払いできること。

1 3. その他

本仕様書に記載されていない事項について疑義が生じた場合、双方協議のうえ、対応について決定するものとする。